

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号				
手続名	特定非営利活動法人に対する改善命令	根拠条項	特定非営利活動促進法第 42 条				
処 分 基 準	<p>未設定（事案ごとの裁量が大きいため）</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法</p> <p>第 42 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	県民協働課	交付 機関	県民協働課	目次	